

◎新潟県教育委員会告示第8号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(出生サポート休暇)</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、<u>出生サポート休暇</u>（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあつては10日）を超えない範囲内で認められる時間または期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(福利厚生)</p> <p>第19条 健康保険、<u>厚生年金</u>等の社会保険については、法令の定めるところにより加入させるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(不妊治療休暇)</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、<u>不妊治療休暇</u>（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあつては10日）を超えない範囲内で認められる時間または期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(福利厚生)</p> <p>第19条 健康保険<u>及び</u>厚生年金等の社会保険については、<u>公立学校共済組合への加入資格を有することから</u>、法令の定めるところにより加入させるものとする。</p>